

第5章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

第1期計画期間中、保育の質の確保と子どもと保護者の利便性を図るため「仕事・子育て両立支援事業」の改正が行われたことや、待機児童、M字カーブ解消を目標とした「子育て安心プラン」が策定されたことなど、子どもを取り巻く環境は変化を続けています。

このような流れを受け、第2期三木町子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画によるこれまでの取組とその成果を尊重しつつも、子どもと子育て世代をめぐる諸課題を解決する道筋をつけるとともに、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」を新たな基本理念とし、様々な取組を進めてまいります。

第1期計画・基本理念

“まちづくりは人づくり”



第2期計画・基本理念

「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」

2. 計画の基本目標

平成30年の社会福祉法の一部改正に伴い地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことから、三木町地域福祉計画と整合を図りつつ、以下に挙げる5項目の基本目標を掲げ計画を推進します。

- 基本目標1 子どもと親の健康を守る
- 基本目標2 子どもの安全を確保する
- 基本目標3 子どもが健やかに成長する環境をつくる
- 基本目標4 支援を要する子どもや家庭を支える
- 基本目標5 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

3. 計画の施策体系

